

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設等に対する要請等について

兵庫県では、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療ひっ迫や社会機能の停滞を防ぐため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記の通り感染対策の徹底等について要請します。
ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年1月27日(木) から令和4年2月20日(日)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容

[特措法第31条の6第1項等に基づく]

区分	多数利用施設	イベント関連施設
種類・施設例	<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等
内容	—	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※1)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合)
	<ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 業種別が「ドライブイン」等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※2)の場合は、「一定の要件」^(※3)を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、同一テーブル4人以内を要請 等) 	

※1 イベント開催制限の要件

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超)	左記以外の催物
人数上限	20,000人 ただし、「対象者全員検査」の活用により収容定員までの入場可 (検査結果の陰性を確認する対象者は、20,000人を超える範囲 の入場者)	5,000人
収 容 率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

* 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時
(ただし、1/29(土)、30(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html